

杉並区外部評価委員会

- **杉並区外部評価委員会**は、杉並区行政評価検討委員会の報告書「杉並区の行政評価システムについての提言」に基づき、平成14年9月に設置された第三者機関です。
- 区における行政評価制度を第三者の立場から充実させて、その客観性を高めるとともに政策実現手段としての入札及び契約手続の公正性、透明性を確保することを目的としています。委員は学識経験者など5名です。（**委員名簿**は2ページにあります。）
- 所掌事項は次のとおりです。

- ◆ 区による行政評価の結果について意見をまとめ公表すること。
- ◆ 行政評価制度の改善等に関すること。
- ◆ 個別外部監査のテーマ選定に関すること。
- ◆ 入札及び契約手続の運用状況等の報告に対する意見の具申に関すること。
- ◆ 入札及び契約手続に関する利害関係者からの苦情申立ての処理に関すること。

- その他の事項について、設置要綱をご覧ください。（**設置要綱**は3ページにあります。）

会議録と資料は区政資料「会議録」の「政策経営」フォルダ内に掲載しています。

- お問い合わせは企画課までお願いします。電話 03(3312)2111（代表）
FAX 03(3312)9912



平成14年9月 第1回杉並区外部評価委員会

杉並区外部評価委員会 委員名簿

(第2期 ; H16.9.11 現在)

氏 名	所 属	期数
ね だて のぶ こ 根 建 伸 子	パイオニアHRD株式会社キャリア開発部部长	2 期目
まち だ こう ぞう 町 田 幸 蔵	日本公認会計士協会東京会常任幹事 日本公認会計士協会東京会杉並地区会副会長	2 期目
め か た もと こ 目 加 田 説 子	中央大学総合政策学部教授	1 期目
やま もと きよし 山 本 清	国立大学財務・経営センター研究部教授 総務省「政策評価・独立行政法人評価委員会」委員 財務省「政策評価の在り方に関する懇談会」委員	2 期目
よし かわ とみ お 吉 川 富 夫	フライシュマン・ヒラード・ジャパン株式会社アドバイザー、(財)地方自治総合研究所特別研究員 (前財団法人東京市政調査会研究部次長)	2 期目

委嘱 平成 16 年 9 月 11 日から平成 18 年 9 月 10 日まで

杉並区外部評価委員会設置要綱

平成 14 年 9 月 6 日
杉政企発第 77 号

(設置)

第 1 条 区における行政評価制度を第三者の立場から充実させ、その客観性を高めるとともに、政策実現手段としての入札及び契約手続の公正性、透明性を確保するため、杉並区外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区による行政評価の結果について、意見をまとめ公表すること。
- (2) 行政評価制度の改善等に関すること。
- (3) 個別外部監査のテーマの選定に関すること。
- (4) 入札及び契約手続の運用状況等の報告に対する意見の具申に関すること。
- (5) 入札及び契約手続に関する利害関係者からの苦情申立ての処理に関すること。

(構成)

第 3 条 委員会は、委員 5 名をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者及び区在住の専門家等のうちから区長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

(会長)

第 4 条 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 区長は、必要があると認めるときは、会長に委員会の開催を求めることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第 6 条 委員会の会議は公開とする。ただし、委員会の決定により、非公開とすることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、政策経営部企画課・経理課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 9 月 11 日から施行する。